

平成 24 年 10 月 30 日

鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視 ＜勧告に基づく公表＞

総務省では、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について農林水産省及び環境省に勧告することといたしました。

総務省における勧告等の概要は、別紙のとおりですが、北海道管区行政評価局においても本調査を実施しており、その調査結果が、以下のとおり勧告に反映されています。

【本件連絡先】

総務省北海道管区行政評価局 第二部第三評価監視官

担 当： 吉田（よしだ）、工藤（くどう） 電話(直通)：011-709-1806

E-mail： <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」 調査結果のポイント

第1 調査の背景

- 鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国に及び、深刻な地域も発生
(平成22年度の全国の被害：被害金額約240億円、被害量約74万トンと年々増加、北海道においても同様)
- 国は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、都道府県が特定鳥獣保護管理計画(注)等を作成して行う、鳥獣の捕獲等による適切な個体数管理、農林水産業に係る被害の防除対策等を支援(環境省)
(注) 特定の鳥獣(シカ、サル等)の個体数管理、被害防除をするため都道府県が作成する計画
- また、国は「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法」(注)に基づき、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止対策を総合的、効果的に行うための各種支援・指導を実施(農林水産省)
(注) 同法は、平成19年に施行。24年3月31日に、被害防止施策の効果的な推進に資するため、捕獲等に関わる人材の確保措置、住民(人的)被害への対処などの新たな対応を盛り込んだ一部改正が行われ同年6月30日から施行
- その一環として農林水産省は、野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中、平成23年度には、緊急的な鳥獣被害防止の取組に対し、鳥獣被害緊急総合対策事業による支援を実施

第2 調査事項等

- 調査事項：生息調査の実施状況、被害の把握状況、被害防止対策の実施状況等
- 調査対象：国(北海道森林管理局、北海道地方環境事務所)、北海道、市町村等

第3 調査結果(北海道管区行政評価局に係るものを抜粋)

- 総務省本省が、農林水産省及び環境省に勧告(平成24年10月30日)

1 鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施

- **被害状況の把握が不十分**(本省報道資料2ページ、参考資料5ページ 事例6参照)
農林水産省は、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を定め、毎年、全国の市町村に依頼して被害状況の調査を実施。同調査要領では、農業共済組合への照会や現場確認等複数の方法により被害状況の検証を行うことが求められているが、農家へのアンケート等の単一の手法で把握し、検証を行っていない市町村がみられた。

【勧告】

農林水産省は、市町村等に過度な負担とならない程度に、被害状況の把握・算出が的確に行われるよう支援すること。

- 被害防止計画の目標が未達成の市町村において改善計画が未作成（本省報道資料3ページ、参考資料8ページ 事例10参照）

交付金実施要綱等において、市町村の被害防止計画の目標達成率が70%未満の場合は、改善計画を作成することとされているが、目標未達成の市町村において必要な改善計画が未作成となっており、その作成に係る指導が未実施。

【勧告】

農林水産省は、都道府県が市町村等からの事業等の実施状況報告によりの確な指導を行えるよう、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断する場合の具体的な基準及び指導方法を都道府県に示すこと。

2 適切な捕獲許可審査等による鳥獣保護・管理の的確な実施

- 北海道管区行政評価局に係る指摘事項及び勧告は特段なし

3 被害防止技術の適切な普及の推進等

- トドの被害防止対策に関する情報提供が不十分（本省報道資料5ページ参照）

水産庁は、有害生物の発生状況に関する調査や漁業者への情報提供、有害生物の駆除・追い払い等の対策を推進するため、有害生物漁業被害防止総合対策事業を実施しているが、トドの追い払い対策の効果等について、各漁業協同組合等への情報提供が十分に行われていない。

【勧告】

農林水産省（水産庁）は、トド被害防止に係る取組について、追い払いや捕獲等の対策が必要な関係市町村及び漁業協同組合に対し、効果のあった追い払い方法、捕獲の事例等を積極的に情報提供することにより、被害防止対策を推進すること。

鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局総務課地方業務室

担 当： 根上(ねがみ)、川田(かわた)、足立(あだち)

電話(直通)： 03-5253-5413

F A X： 03-5253-5418

E-mail： <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

調査の背景と勧告事項

背景

- 鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国に及び、深刻な地域も発生
(平成22年度の全国の被害：被害金額約240億円、被害量約74万トンと年々増加)
- 国は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、都道府県が特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)(注)等を作成して行う、鳥獣の捕獲等による適切な個体数管理、農林水産業に係る被害の防除対策等を支援(環境省)
(注) 特定の鳥獣(カ、ク等)の個体数管理、被害防除をするため都道府県が作成する計画
- また、国は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法」(以下「特別措置法」という。)(注)に基づき、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止対策を総合的、効果的に行うための各種支援・指導を実施(農林水産省)
(注) 特別措置法は、平成19年に施行。24年3月31日に、被害防止施策の効果的な推進に資するため、捕獲等に関わる人材の確保措置、住民(人的)被害への対処などの新たな対応を盛り込んだ一部改正が行われ同年6月30日から施行
- その一環として農林水産省は、野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中、平成23年度には、緊急的な鳥獣被害防止の取組に対し、鳥獣被害緊急総合対策事業による支援を実施

調査の概要

- 実施時期：
平成23年9月～24年10月
- 調査の対象機関：
農林水産省(地方農政局等)、林野庁(森林管理局等)、水産庁、環境省(地方環境事務所等)、9道県、22市町村 等
- 主な調査事項：
 - (1) 鳥獣被害防止対策の実施状況
 - ① 鳥獣の生息調査の実施
 - ② 農作物等に係る被害の把握
 - ③ 被害防止対策の実施
 - ④ 被害防止計画の見直し 等
 - (2) 鳥獣保護・管理の実施状況
 - 鳥獣の捕獲許可申請の審査 等

主な勧告事項

- 1 鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施
- 2 適切な捕獲許可審査等による鳥獣保護・管理の的確な実施 など

鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、国・地方公共団体における被害防止対策の実施等について改善策を勧告

勧告日：平成24年10月30日
勧告先：農林水産省、環境省

1 鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施

制度の仕組み

- ① 鳥獣の生息調査の実施
 - ・ 国及び地方公共団体は、被害防止対策を総合的、効果的に実施するため、鳥獣の生息数を的確に把握（特別措置法第13条等）
 - ・ 鳥獣被害総合対策交付金の対象となる生息調査の事業主体は、市町村等で構成される協議会とされ、都道府県は未適用
- ② 農作物等の被害状況の把握

農林水産省は「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を定め、毎年、全国の市町村に依頼し被害状況を調査(注)

(注)農作物の被害面積、被害量及び被害金額を、農家からの聞き取り、アンケート調査等により把握
- ③ i) 被害防止計画の作成

市町村は、被害防止施策を総合的、効果的に実施するため、単独又は共同して被害防止計画を作成し、被害軽減目標や対象鳥獣の捕獲計画等を設定(特別措置法第4条等)

ii) 計画作成の際の鳥獣保護法との整合

 - ・ 市町村は被害防止計画の作成・実施に当たり、特定鳥獣の適切な保護管理のために都道府県が作成する特定計画との整合性が保たれるよう、鳥獣の生息状況等に十分留意(特別措置法第4条等)
 - ・ 都道府県は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定計画の作成や変更にも努める。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針)

調査結果

- ① **鳥獣被害防止対策の前提となる生息調査が不十分**

都道府県は特定計画の作成等のため、おおむね5年ごとの生息調査、経年的なモニタリング調査を実施。しかし、

 - i) 都道府県の予算の制約で経年的な生息調査が実施できない例(山形県内)、
 - ii) 既往の生息調査では、地区ごとの詳細な生息状況が示されていないなどのため、被害防止計画の作成に活用できない例(愛知県内) など あり
- ② **同様に被害状況の調査も不十分**

農林水産省は、毎年、全国の市町村を通じて被害状況の調査を実施。しかし、

 - i) 3割以上の被害があった場合には全作付面積を被害面積とし、それに加えて、3割未満の被害については、当該作付面積の6割を被害面積と推定しているため、実際の被害より過大に算出される可能性が高い例(広島県内)
 - ii) 調査要領では、農業共済組合への照会や現場確認等複数の方法により被害状況の検証を行うことが求められているが、農家へのアンケート等の単一の手法で把握し、検証を行っていない市町村が多数(22のうち11市町村)
 - iii) カワウ(鳥類)の漁業被害について、水産庁は合理的な被害の算定方法や調査方法を明示しておらず、過大な被害が報告されている例(滋賀県内) あり
- ③ **被害防止計画の捕獲計画数等について、県全体の捕獲目標数と整合していないものや妥当性に欠けるものあり**
 - i) 連携が不十分なことなどにより、県の特定計画が市町村にとって整合性を図り易いものとなっておらず、関係市町村の被害防止計画の捕獲計画数の合計が、県内全体の捕獲目標を定めた特定計画の約2倍とかい離している例、同一の群れを複数の市町村が捕獲計画に重複して計上しており、特定計画との整合が十分取れていない例(愛知県内、山形県内)
 - ii) 鳥獣の生息数や被害状況等によらず、具体的な根拠がないまま捕獲計画数を設定しているため、捕獲計画数が過少又は過大となっている例(愛知県内、沖縄県内) あり

報告書
60～62
ページ

報告書
62～67
ページ

報告書
67～72
ページ

制度の仕組み

- ④ 広域的な被害防止対策の取組推進
地方公共団体は、被害状況等に応じて相互の広域的な連携協力を確保(特別措置法第12条)
- ⑤ 被害防止計画の評価結果に基づく改善等
市町村は、被害防止計画の実施状況を都道府県に報告(特別措置法第4条)、また、計画の評価結果を都道府県に報告し、都道府県は、被害軽減目標の目標達成率70%未満の場合等には、改善計画の作成等の指導を実施(鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等)

調査結果

- ④ **広域的な被害防止対策の取組が不十分**
市町村の区域をまたがる個体群について、関係市町村が連携せず個別に行った対策の結果、群れが分裂し、被害地域が拡大している例など、市町村が連携して広域的な対策を進める必要がある例(青森県内、山形県ほか2県等)あり
- ⑤ **被害防止計画の評価結果に基づく改善計画の作成が未実施**
 - i) 被害防止計画の目標年度が終了し、評価が行われた13市町村等のうち9市町村等が被害軽減目標を未達成。しかし、必要な改善計画の作成の指導が未実施の例
 - ii) また、目標の達成状況の評価結果が、次期計画に反映されていない例 あり

報告書
124~125
ページ

報告書
72~74
ページ

勧告要旨

鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 効果的な被害防止計画の作成
 - ・ 被害防止計画の作成に必要な、対象鳥獣の生息調査の実施を促進するため、
 - ① 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、都道府県が生息調査等を実施できるようにすること(農林水産省)
 - ② 生息動向の変化に応じた調査データの更新などが適切に行われるよう、都道府県に対し、必要な技術的助言を行うこと(環境省)
 - ・ 被害状況の把握に当たり、市町村等に過度な負担とならない程度に、その把握・算出が的確に行われるよう支援すること(農林水産省)
また、カワウによる漁業被害に関する合理的な算定方法を開発し、都道府県・市町村に示すこと(水産庁)
 - ・ 被害防止計画の内容が生息調査、被害状況調査等を踏まえた、また、特定計画の捕獲目標等と整合性が取れた妥当なものとなるよう、市町村及び都道府県に必要な助言を行うこと(農林水産省)
市町村との連携により被害防止計画との整合性が図られるよう、特定計画の捕獲目標等の設定・変更に関し、都道府県に対し必要な技術的助言を行うこと(環境省)
- (2) 被害防止対策の効果的な実施
 - ・ 複数の関係市町村が共同して行う広域的な被害防止計画の作成等の取組を支援すること(農林水産省)
 - ・ 関係都道府県との連携による広域的な指針の作成が進むよう、地域の実情に応じ必要な技術的助言を行うこと(環境省)
- (3) 被害防止計画の見直し
 - ・ 被害防止計画の目標達成状況に係る評価結果が、市町村の改善計画の作成や被害防止計画の見直しに適切に反映されるよう必要な措置を講ずること(農林水産省)

報告書
74~75、
125~126
ページ

2 適切な捕獲許可審査等による鳥獣保護・管理の的確な実施

制度の仕組み

- 鳥獣の捕獲許可
 - ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の目的(有害鳥獣捕獲)、特定鳥獣の数の調整の目的(個体数調整)等で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、捕獲許可申請を行い、都道府県知事(国指定鳥獣保護区内の捕獲等は環境大臣)の許可が必要(鳥獣保護法)
 - ・ 都道府県知事の許可事務は、条例に基づき市町村長に委譲可能。市町村が被害防止計画に許可権限委譲事項(有害鳥獣捕獲)を定め、知事の同意を得た場合にも、委譲可能。この場合、知事は、鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き同意(特別措置法)
 - ・ 捕獲許可権限を委譲された市町村長は、法令や特定計画等に従った適切な業務施行に努める必要あり(鳥獣保護法、同法施行規則、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針)
 - ・ 都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、権限を委譲した市町村に対し、必要な指示が可能(鳥獣保護法)

調査結果

- ① **捕獲許可事務を移譲された市町村における申請・審査が不適切なものあり**
 - ・ 権限を移譲されている市町村において、当該市町村長が自ら申請者となって捕獲許可が与えられているが、許可数を超える捕獲について、改めて申請が行われることなく捕獲が行われている例(愛知県内ほか2県内)あり
 - ・ 特定計画では、ニホンザルについて、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率を踏まえ、年間の有害捕獲の上限を生息数の10%と定めているが、権限が委譲されている市では、有害鳥獣捕獲の許可上限を上回る頭数を捕獲している例(滋賀県内)あり
- ② **国指定の鳥獣保護区における捕獲許可の審査が不適切なものあり**
 - ・ 環境省が定めている許可申請者名簿(様式)には狩猟免許に関する記載欄がなく、狩猟免許の保有状況等を確認できないため、狩猟免許に係る確認をしないまま許可を与えている例(近畿地方環境事務所)など あり

報告書
136~137
ページ

報告書
137
ページ

勧告要旨

環境省は、鳥獣保護・管理を適切に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県から捕獲許可事務を委譲された市町村において、捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう助言すること。
- ② 捕獲許可申請の審査において、申請者の適格性を確実に確認できるよう、申請添付資料の様式の見直しなどの必要な措置を講ずること。

報告書
139
ページ

3 その他の勧告事項

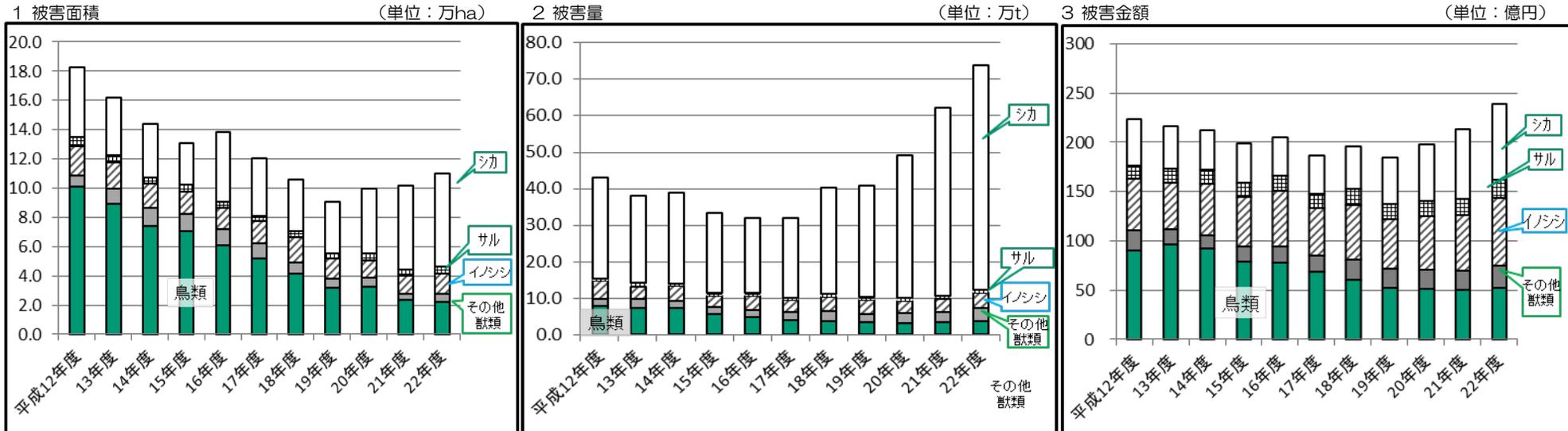
勧告要旨

(被害防止技術の適切な普及の推進等)

- 環境省は、鳥獣の保護管理及び被害防止対策に関する専門的知識・技術を有する人材をより有効に活用するため、人材登録事業の情報提供方法を見直すこと。
- 水産庁は、トド被害防止に係る取組について、追い払いや捕獲等の対策が必要な関係市町村及び漁業協同組合に対し、効果のあった追い払い方法、捕獲の事例等を積極的に情報提供することにより、被害防止対策を推進すること。等

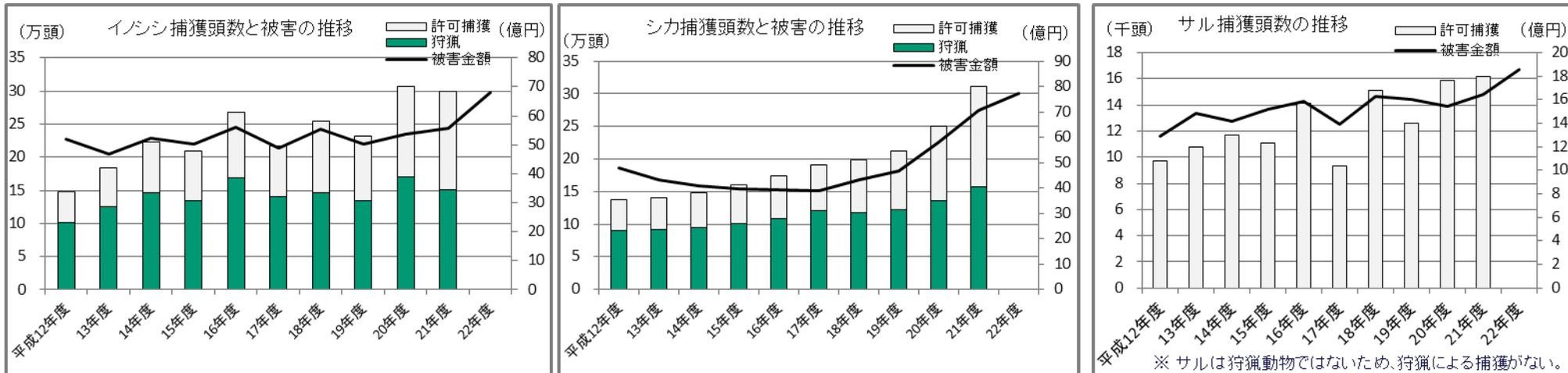
〔参考〕 野生鳥獣による農作物被害、主な鳥獣の捕獲数等の状況

野生鳥獣による農作物被害（平成12年度から22年度）※鳥類による被害は減少し、獣類の被害が増加。シカ・イノシシ・サルによる被害金額が鳥獣全体の7割



(注) 農林水産省統計資料に基づき作成した。

主な鳥獣の捕獲数(狩猟及び許可捕獲)と被害金額（平成12年度から22年度）※イノシシ・シカ・サルのいずれも捕獲が進んでいるが、農作物の被害金額は増加



(注) 1 農林水産省及び環境省の統計資料に基づき作成した。 2 「許可捕獲」は、環境大臣又は都道府県知事の捕獲許可に基づく「有害鳥獣捕獲」及び「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の個体数調整」である。

参考資料

要 旨 (事 例 集)

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【既往の都道府県の生息調査では十分ではなく、新たな生息調査の実施が必要となっている例】

山形県では、鳥獣保護法第7条第1項に基づく特定計画(ニホンザル保護管理計画)の策定に当たり、平成19年6月に、県の単独事業で、野生鳥獣保護管理推進調査等を実施し、個体群ごとの群れ総数や分布状況等の把握により、生息数を6個体群(100群れ前後)、3,000頭と推定しているが、それ以降、詳細な調査をするための予算措置ができないなどとして、モニタリング調査による群れごとの遊動域や加害レベル等の詳細な調査を実施していない。(注)

このため、関係する市町村では、群れごとの遊動域、加害レベル等に応じた有効な対策を講ずるためのデータが十分得られない状況となっている。

一方、隣県では、30群、1,700頭の群れごとの詳細な調査及び特定計画策定後の経年的なモニタリング調査を実施し、他の地域に被害地域を拡大する追い散らしを招かないよう効果的な対策が実施されている。

なお、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金における生息調査等の推進事業は、関係市町村で構成する被害防止対策協議会を事業実施主体としており、都道府県が実施主体となることができないものとなっている。

(注) 当省の調査実施後の平成24年3月に、第2期特定計画の作成のため、ニホンザルの遊動域の変化、群れの分化等についての調査が行われている。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

報告書
61
ページ

【平成14年以降生息調査が全く実施されておらず、生息状況に基づいた被害防止対策ができない例】

事例
2

青森県内にニホンザルの4個体群があり、そのうち1群は青森県により詳細な生息調査が実施され、特定計画が作成されている。

しかし、これ以外の3個体群については、特定計画が作成されておらず、このうちの1個体群については、平成14年以降県による生息調査が全く実施されていないため、生息状況のデータに基づく被害防止対策等ができず、個別の有害捕獲や追い払い等が、結果として群れの分化、小群化を招き、被害地域を拡大する結果となっている。

報告書
61
ページ

【地区ごとの詳細な生息状況が示されておらず、被害防止計画作成に活用できない例】

事例
3

愛知県は、平成17年度以降、アンケート等による聞き取り調査による生息状況調査を毎年継続的に実施しているが、当該調査は、市が被害防止対策の対象とする鳥獣の生息域や行動範囲を踏まえた地区ごとの詳細な状況が示されていないため（例：県内のイノシシの生息数が1,500頭から6,000頭と幅広）、調査結果が市町村の被害防止計画作成に有効に活用されていない。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【被害が過大に算定される可能性がある例】

被害調査要領では、市町村は被害の取りまとめに当たり、農業共済対象作物については農業共済組合への照会に努めることとされており、また、被害数値に齟齬があった場合は農業共済組合の数値を優先することとされている。

しかし、広島県内の調査対象市町村等の被害算出方法をみると、

- ① 共済の対象となる作付面積の3割以上に被害があった場合は、実際の被害にかかわらず、一律に作付面積の全て(10割)を「被害面積」として算出
- ② 作付面積の3割未満の被害については、作付面積全体の平均的被害割合が約6割であるとして、独自に、①の3割以上の「被害面積」の6割と推定して算出することとしており、多くの場合に被害が過大に算定される方法により行われているものがある。

事例
4

表 農業共済組合の被害算定により過大となり得る例（試算）

	作付面積 (a)	被害率 (b) (仮定)		実被害面積 (a × b)	調査対象市の 算出結果
1	20アール	10割	3割以上	20アール	40アール (20アール×1.0×2)
2	20アール	10割		20アール	
3	20アール	2割	3割未満	4アール	24アール (40アール×0.6)
4	20アール	2割		4アール	
5	20アール	2割		4アール	
計	100アール	—		52アール	64アール

(注) 上記試算は、農家が、20アールの畑を5区画(筆)耕作している場合を仮定した。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【被害区分が困難であるとして報告された数値を、単純に二等分して国に報告している例】

被害調査要領では、鳥類の被害について、種類別に区分した報告をすることとされている。しかし沖縄県では、調査対象町から、カラスとヒヨドリの被害区分が困難であるとして、区分のない実績の報告を受けているが、国には、それを単純に二等分した数値を被害状況として報告している。

このことにより、沖縄県と調査対象町との間で被害実績の把握結果が異なるだけでなく、調査対象町における被害防止計画の評価に用いる被害の実績と、新たな被害防止計画の作成に用いる被害実績が異なるなど、補足的な調査を実施する等の対処が行われないうまま、適切でない取扱いが行われている。

事例
5

表 調査対象町におけるカラス、ヒヨドリによる被害状況 (単位：ha、t、円)

鳥獣種類名	農作物名	被害面積	被害量	被害金額
カラス、ヒヨドリ	果樹（ミカン類、スイカ、メロン）	35.10	52.07	1,0852,620



表 調査対象町の被害状況に係る県から国への報告 (単位：ha、t、円)

カラス			ヒヨドリ		
被害面積	被害量	被害金額	被害面積	被害量	被害金額
17.550	26.035	5,426,310	17.550	26.035	5,426,310

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【複数の調査手法を用いた被害申告内容の検証が行われていない例】

事例
6

農林水産省は、被害防止基本指針に基づき、都道府県及び市町村に対し、よりの確な被害把握を求めており、被害調査要領では、農業共済組合への照会、現場確認、農家・農協・猟友会等からの聞き取り等複数の調査方法により把握するよう求めているが、調査対象20市町村（水産被害及び森林被害を除く。また、獣種により異なる調査方法を行っている場合は重複計上。）の調査方法をみると、「農家へのアンケート」等単一の手法のみにより算定しているものが11市町村と、複数の確認方法による被害申告内容の検証が行われていないものが多い。

表 調査対象市町村における被害調査方法

調査方法	1種類	2種類	3種類	4種類	計
市町村数	11	6	2	1	20

【被害防止計画と特定計画との整合性が図られていない例】

① 愛知県では、被害防止計画と特定計画(注1)の整合性を図るため、特定計画の実施計画(注2)を市町村が作成し、その整合性を取るよう指示している。

しかし、平成23年度の捕獲計画数をみると、市町村が作成した実施計画の捕獲計画数の県内合計が、特定計画の県内捕獲目標数を上回っており、特にイノシシとニホンジカについては約2倍の差となっている。これは、特定計画の作成(おおむね5年ごとに作成)以降、対象鳥獣の生息動向のモニタリングが行われないまま、市町村ごとに実施計画が作成された結果、市町村内で被害防止計画と実施計画の整合性は確保されているものの、県の特定計画との間でずれが生じているためである。

(注) 1 「特定計画」とは、鳥獣保護法第7条に基づき、都道府県知事が、当該区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合に定めることができる、当該鳥獣(特定鳥獣)の保護のための管理に関する計画(特定鳥獣保護管理計画)のことである。

2 実施計画は、特定計画の目標を効果的・効率的に達成するために市町村が作成するもので、その捕獲計画は、被害防止計画の捕獲計画と整合を取ることとされている。

② ニホンザルの一群当たりの行動域は、数平方キロから数10平方キロ、特に広い場合は100平方キロにもなる場合があるとされている。山形県内の市町村が特定計画に基づき作成した実施計画をみると、県内5市町において、特段の調整が行われないまま、同じ遊動域を持つ群れについて、それぞれに捕獲計画に計上しており、それに基づいて、被害防止計画の目標数が設定されているため、特定計画と被害防止計画とが整合していない。

なお、同県では、毎年度、関係市町村の実施計画を取りまとめ、県全体の実施計画を作成することとしているが、関係13市町のうち2町が実施計画を作成していないことから県全体の実施計画を作成していない。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【被害防止計画の捕獲計画数の設定が妥当性を欠いている例】

① 愛知県内の調査対象市では、鳥獣の生息数も分からない中で具体的な根拠に基づく目標値を設定することは困難なため、大まかに被害を半減させる目標とし、イノシシについては特に被害が大きいことから3分の1にする目標を設定している。

同市の平成20年度から22年度までの捕獲実績（イノシシ）をみると、いずれも捕獲計画数を上回っており、22年度においては捕獲計画の2.5倍の捕獲実績をあげているが、被害は増加していることから、当該捕獲計画は被害軽減を図る上で過少な設定となっていると考えられる。

表 捕獲計画数と捕獲実績

	平成20年度	21年度	22年度
捕獲計画数（頭）	649（100）	649（100）	895（100）
捕獲実績（頭）	799（123）	956（147）	2,223（248）
被害金額（千円）	33,967	51,307	94,866

② 沖縄県内の調査対象町では、カラスの捕獲計画数を、先行して被害防止計画を作成していた隣接村の捕獲計画数を参考に、同町の面積が同村よりも広いことから、より多くの捕獲数が見込めるとして、各年度とも同村の1.5倍の捕獲計画数を設定している。

しかし、捕獲実績は各年度とも計画を達成しておらず（平成22年度の捕獲計画数1,000羽に対して、捕獲実績707羽）、それにもかかわらず、23年度からの新たな被害防止計画では、捕獲計画数を2,000羽と設定しており、過去の捕獲実績を反映していない過大な目標になっている。

なお、隣接村では、過去の捕獲実績（22年度1,343羽）のほか、捕獲従事者数、購入可能弾数、命中率等を踏まえ、被害防止計画における捕獲計画数（23年度1,500羽）を設定している。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

報告書
71
ページ

【被害防止計画を作成するために整合性を取りやすい特定計画の例(推奨事例)】

事例
9

- 県が特定計画で定めた捕獲目標数を市町村に振り分けている事例

長野県では、ニホンジカについては、特定計画において、地域個体群別に、年間の捕獲計画、計画最終年度の目標個体数を示し、さらに、市町村に配布する「保護管理計画の進め方」の中で、各市町村別の捕獲目標を、生息地面積の割合（生息密度）に基づき県全体の捕獲目標を振り分けることにより、計画の実効性を高めるとともに、県と市町村が整合性のある捕獲を進めることとしている。

報告書
72~73
ページ

【改善計画の作成が未実施な例】

事例
10

交付金要綱において、市町村の被害防止計画の被害軽減目標達成率が7割未満の場合は、改善計画を作成することとされている。

調査対象22市町村のうち、既に被害防止計画期間が終了し、事業評価が行われている13市町村等についてみると、9市町等（69.2%）は何らかの対象鳥獣において目標未達成で、改善計画の作成が必要なものとなっているが、当省の調査時点（平成23年11月末）で改善計画の作成指導が行われていないものもみられ、該当する市町村等で改善計画を作成しているものはない。

【捕獲許可権限を委譲されている市における許可申請・審査が不適切な例】

事例 11

- ① 鳥獣の捕獲許可権限を都道府県から委譲されている市町村においては、市町村長が許可申請者であり、かつ許可権限者である場合がある。
愛知県内の調査対象市は、鳥獣の捕獲許可権限を県から委譲されており、市長が捕獲許可申請者であり、かつ捕獲許可権者となっている。同市における平成18年度から22年度までの捕獲許可数と捕獲実績をみると、実績が許可数を上回っている年度があるが、改めて市長から許可申請が行われず、捕獲が行われている例がある。〔イノシシ及びニホンジカ〕
- ② 滋賀県の特定計画では、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率から、年間の有害捕獲の上限を生息数の10%と定めているが、権限が委譲されている調査対象市では、有害鳥獣捕獲の許可上限を上回る頭数を捕獲している例がある。〔ニホンザル〕

【申請者の狩猟免許に係る確認ができず、不適格者に捕獲許可を与えるおそれがある例】

環境省が「鳥獣捕獲許可等取扱要領」（平成19年3月23日付け環境省自然環境局長通知）で定めている捕獲許可申請の申請書の様式のうち、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿」には、狩猟免許に係る記載欄が欠落している。このため、調査対象とした近畿地方環境事務所における3件(延べ25人)の申請について、狩猟免許を保持していない又は既に狩猟免許が失効しているにもかかわらず捕獲許可を与えるおそれがあった。